



みんなの力で大江戸線を清瀬市へ

No.1446 毎月1日・15日発行

令和7年(2025年)12月15日号

市ホームページはこちら↓

more!
KIYOSE City Promotion Magazine

毎奇数月15日発行の『more! KIYOSE』全戸配布中!

←過去の
バックナンバー
はこちら

発行:清瀬市 編集:経営政策部シティプロモーション課 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地 ☎ 042-492-5111(代表) FAX 042-492-2415 メール:kouhou@city.kiyose.lg.jp

特殊詐欺被害に遭わないために

清瀬市内の
被害総額
約1億1千万円*被害件数
計23件

市内では、特殊詐欺などにより令和7年1月～9月末までの期間*で計23件、約1億1千万円の被害が発生しています。警察官、市職員、銀行員などをかたり、あらゆる手口でお金やキャッシュカードを騙し取ろうとします。少しでも不審に感じたら、すぐに電話を切り東村山警察署へご連絡ください。

問東村山警察署 ☎ 042-393-0110、防災防犯課防災防犯係 ☎ 042-497-1848

特殊詐欺対策チェックシート

このチェックシートを電話機のそばに貼ると効果的です!

- 電話でお金やカードの話をしてきたら、すぐに電話を切って必ず確認する。
必ず警察・市役所・銀行・親族に折り返し電話で確認。
- 留守番電話に設定して、留守番電話に切り替わるまで電話には出ない。
留守番電話に切り替わると、犯人の多くは電話を切ります。
- 迷惑電話防止機能付き電話に交換する。
不審な電話があったら、すぐに110番。たとえ警察や銀行・市役所を名乗っても、絶対に信じない! 口座情報は教えない! カードは渡さない!



清瀬市特殊詐欺被害防止サポーター養成講座の実施

費用
無料令和8年2月6日(金)
午後1時30分～2時30分

開催場所

しあわせ未来センター 2階



オリジナル缶バッジ



ネックストラップ

詳しくは
こちら清瀬市防犯機器等
購入緊急補助事業

【申込期限】

令和8年1月30日(必着)まで

詳しくは
こちら

【補助対象機器等】

表のとおり(表にない機器などの購入をお考えの方は、購入前にご相談ください)。

※令和7年4月1日以降に購入された機器が対象です。

侵入防止用機器などの購入補助を実施中です。
ご自宅の侵入窃盗対策にぜひご活用ください。問防災防犯課防災防犯係
☎ 042-497-1848

【補助対象者】

清瀬市内の世帯(1世帯1回限り)

※共同住宅(マンション、アパートなど)にお住まいの世帯も対象となりますが、管理者などは対象外となります。

【補助額】

対象経費の2分の1。上限額2万円(1,000円未満切り捨て)

【補助対象外経費】

機器の購入に伴う配送料など、機器の交換などに伴う撤去費用・移設費用、リサイクル料・廃棄手数料など

【申込み方法】

「清瀬市防犯機器等購入緊急補助金交付申込書」と「清瀬市防犯機器等購入緊急補助金交付請求書」に、以下の書類を併せてご提出ください。

- ①防犯機器の製品名、設置工事などの内容、購入日または施工日、支払金額、領収年月日などが記載された領収書などの写し
- ②申込者の本人確認書類(氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書)の写し
- ③施工後または設置後の写真
- ④防犯カメラ設置の場合は、設置箇所及び撮影範囲が分かる図面または写真
- ⑤口座情報が確認できる書類(通帳など)の写し

補助対象項目	
1	防犯カメラの設置 ※侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る
2	カメラ付きインターホン
3	防犯フィルムの取り付け(CPマークあり)
4	面格子の取り付け
5	人感センサー・センサーライトの設置
6	玄関または窓への錠(補助錠も含む)の取り付け
7	サムターンカバー・ロックカバーの取り付け
8	防犯砂利
9	センサー付きアラームの取り付け
10	ダミーカメラ